

船舶事故調査報告書

平成22年8月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成21年6月14日（日） 11時50分ごろ
発生場所	沖縄県本部町瀬底大橋橋脚付近 <small>もとぶ せそこ</small> 瀬底島灯台から真方位090° 1.0海里付近 （概位 北緯26°38.9′ 東経127°52.5′）
事故調査の経過	平成21年6月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者に対して意見聴取の手続きを行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ <small>ジーティーアイエスイー</small> GTISE 155、0.2トン 296-24187 沖縄、個人所有 2.84m×1.17m×0.44m、FRP ガソリン機関、96.40kW、平成20年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 32歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年7月15日 免許証交付日 平成21年3月9日 （平成26年3月8日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（被引浮体搭乗者）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、バナナボート（長さ約6.5mの浮体）（以下「本件バナナボート」という。）に中学生8人（以下「搭乗者」という。）を縦一列に座らせ、本件バナナボートをえい航して沖縄県瀬底ビーチを出発した。</p> <p>本船は、船尾から、カラビナ（開閉部付きの金属製の接続金具）（以下「本件カラビナ」という。）を先端に付けたえい航ロープ（約2.1m）を後方に出し、一方、本件バナナボートは、前部の左右2か所にある環に1本のロープ（約2.5m）を通し、そのロープの先端にスイベル（ロープの<small>よ</small>りをもどす金具）を取り付けており、えい航ロープの本件カラビナとスイベルとを連結してえい航していた。</p> <p>船長は、出発して間もなく本船を左回頭させたとき、搭乗者が左側に体重を掛けたところ、バランスを崩して全員が左側に落水した。</p> <p>搭乗者は、全員が本件バナナボートの左側から乗ろうとしたため、本件バナナボートが大きく傾いて乗ることができなかった。</p> <p>そのため、船長は、付近のビーチに移動して浅いところで搭乗者を乗せようと考え、搭乗者を本件バナナボートにつかまらせ、本船の機関を始動し、本件バナナボートを左に回頭させようとして、本船が左に回頭を始め</p>

	たとき、本件カラビナやスィベルの重さで海中に弛んでいたえい航用ロープが急激に緊張し、平成21年6月14日11時50分ごろ、本件バナナボートの前部左側でぶら下がっていた搭乗者1人の右ふくらはぎに本件カラビナの開閉部が刺さり、7針縫合する負傷を負った。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：潮流 北	
その他の事項	<p>船長は、本船を運航するマリンショップ（以下「A社」という。）に入社後、水上オートバイでバナナボートをえい航するようになり、2か月のえい航経験を有していた。</p> <p>船長は、出発前、水着や半ズボン姿の搭乗者に、救命胴衣を着用させ、本件バナナボートの乗り方、しっかりと手綱をつかんでおくこと、本船と本件バナナボートが左に回頭するときには、搭乗者は左側に体重を掛けることなど、搭乗中の基本的な注意事項を説明したが、落水後の注意事項までは説明しなかった。</p> <p>本件カラビナは、A社がえい航用ロープを購入した際にロープに付いていたもので、全長約14cm及び幅約6.5cmの茄子形で、バネにより開閉できる開口部（約5cm）が付いていたが、同開口部が不用意に開かないようにするための安全環が付いていなかった。</p> <p>カラビナによる負傷事故は、A社にとって初めてであった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、瀬底大橋橋脚付近において、船長が、えい航用ロープの先端に付けた本件カラビナを使用して本件バナナボートをえい航中、本件バナナボートから落水した搭乗者を本件バナナボートにつかまらせて付近のビーチに移動する際、本件バナナボートを左に回頭させようとして、本船を左に回頭させ始めたとき、海中に弛んでいたえい航用ロープが急激に緊張したことから、本件バナナボートの前部にいた搭乗者の足に本件カラビナの開閉部が刺さったものと考えられる。</p> <p>本船が安全環の付いているカラビナを使用していれば、本事故の発生が回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、瀬底大橋橋脚付近において、船長が、えい航用ロープの先端に付けた本件カラビナを使用して本件バナナボートをえい航中、本件バナナボートから落水した搭乗者を本件バナナボートにつかまらせて付近のビーチに移動する際、本件バナナボートを左に回頭させようとして本船を左に回頭させ始めたとき、海中に弛んでいたえい航用ロープが急激に緊張したため、本件バナナボートの前部にいた搭乗者の足に本件カラビナの開閉部が刺さったことにより発生したものと考えられる。	
備考	A社では、本事故後、カラビナを、バネ式で開閉する構造のものから、ネジ締めにより開閉する構造のものに交換した。	